



- ①医療保険制度適正化の動き
- ②勤務間インターバル制度について
- ③トライコーとの業務提携について

テーマ① 医療保険制度適正化の動き

■マイナンバーカードを保険証代わりに

2021年3月から原則すべての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにする検討に入ったことが報道等で話題になりました。

医療保険の不正利用防止、保険情報の管理をしやすくする目的がありますが、マイナンバーカードの普及率が低いので、今までどおり健康保険証も使用可能です。

■海外在住家族は扶養に入れられなくなるかもしれません。

先に紹介した医療保険制度の改正案には、被扶養者要件の見直しが含まれています。

その中では、以下の例外を除く海外在住の家族について健康保険の被扶養者とはしないものとする、と定めることとなっています。

【例外】

- ・日本国内に住所を有するもの
- ・外国において留学する学生
- ・渡航目的、その他の事情を考慮し日本国内に生活基盤のあるもの

外国人労働者が増える昨今、外国人による医療保険制度の不正利用を防止する狙いがあると考えられます。

改正法の施行日は2020年4月1日を予定しています。今後の法改正次第で海外在住のご家族を健康保険の扶養に入れることができなくなる可能性がありますので動向に注意が必要です。

テーマ② 勤務間インターバル制度

いよいよ4月1日と施行が間近に迫る「働き方改革関連法」において、「『勤務間インターバル』制度の導入促進」という法的拘束力の無い努力義務目標が定められています。

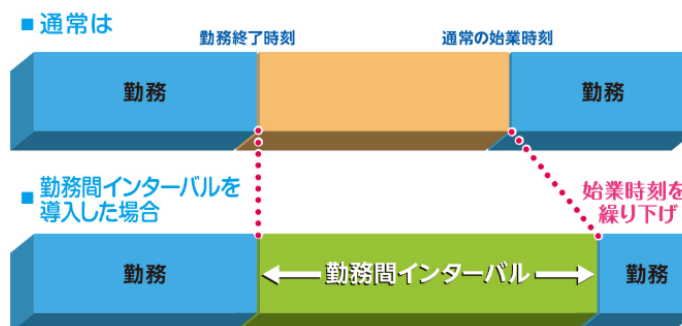
このトピックでは「勤務間インターバル」制度について解説します。

■「勤務間インターバル」制度とは

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を確保する仕組みです。

例えば、始業時刻が9時からの会社において、インターバルを11時間と設定した場合、23時まで残業した日の翌日は10時始業と定めるような制度の導入のことです。

これにより、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら意欲的に働き続けられると考えられています。



<インターバルは何時間?>

あくまで努力義務目標の法改正であり、法律でインターバル時間は定めておりません。だからこそのように定めれば良いのか、迷うところだと思います。

厚生労働省では、この勤務間インターバル制度について特設ページを用意しており、各社の取り組みを交えた事例集を確認することができます。

全17の事例の内、10社が11時間と社内規定しており、12社が11時間以上と定めています。

事例集では、最繁忙期とそれ以外の規定時間に差をつけるケース等も見られ、柔軟な導入を進めていることが伺えます。

<助成金のご案内>

厚生労働省では、この「勤務間インターバル」制度の導入促進施策の一環として、導入企業に対する助成金を用意しています。「時間外労働等改善助成金」（勤務間インターバル導入コース）

新規に勤務間インターバル制度を導入予定の中小企業や勤務間インターバル制度の適用範囲の拡大等を進めた中小企業に対し、最大50万円の助成金が助成される可能性があります。※支給には一定の条件がございます。

SATOでは助成金の相談・申請代行を行っている部門もございますので、お気軽にお尋ねください。

テーマ③ トライコーとの業務提携について

当法人を含むSATO-GROUPでは、このほどトライコー・グループと戦略的業務提携を締結しました。トライコーは香港にグループ本社を置き、日本を含むアジア各国（21ヶ国41拠点）でBPOサービス等を提供しています。

中小企業においても、成長が期待できるアジア市場への進出ニーズや拡大意欲が年々高まっておりますが、国や地域により異なる法制度や諸手続きが海外進出に対する大きな阻害要因となっています。

こうした背景を基に、SATO-GROUPの顧客の海外進出を、トライコーを通じてサポートし、現地法人の設立等のコーポレートサービスや銀行口座開設・諸手続等のビジネスサービスを行ってまいります。

詳しくはプレスリリースをご覧ください。

https://www.sato-group-sr.jp/files/info_2019_0226_2.pdf



【一月往ゆる二月逃げる三月去る】

今年もあつという間に日が過ぎ三月に突入致しました。SATO-GROUPでは三月にスキーレクを行います。同じチームの方や他部署の方と仕事ではなく、一緒にウィンタースポーツを楽しみ交流をしていきます。様々な立場の職員が参加し、スキー、ご飯と宿を共にすることで普段とは違う一面も見れる楽しいレクリエーションです。

他にも春にはラフティング、夏には野球、サッカー秋にはボーリングなどほとんどがパソコンとにらめっこの日々を過ごすなか、体を動かすいい機会になっており、年々参加者も増えています。ラフティングなどスポーツをみんなで行うことで、結束力が高まると思います。SATO-GROUPではレクリエーション活動を通じ、職場の活性化と福利厚生の向上に努めてまいります。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス
〒060-8631
北海道札幌市東区北5条東8丁目1番33号
Tel: (011) 351-3010